

現 場 説 明 書

工 事 名 国立青少年教育振興機構

国立花山青少年自然の家 南蔵王野営場管理棟トイレ改修工事

国立青少年教育振興機構財務部施設管理課

| 課 長 | 施設管理課 | 担 当 |
|-----|-------|-----|
| | | |

1 工事名 国立青少年教育振興機構
国立花山青少年自然の家 南蔵王野営場管理棟トイレ他改修工事

2 工事場所 宮城県白石市福岡深谷字白萩山39（国立花山青少年自然の家 南蔵王野営場構内）

3 完成期限 令和6年10月15日（火曜日）

4 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) □印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、監督職員の指示により行うこと。

④ 監督職員事務所

・設ける（　号） 設けない

| 号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
|-------------------------|------|------|------|------|-------|---|
| 規模 (m ²) | 10内外 | 20内外 | 35内外 | 65内外 | 100内外 | |

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

⑦ その他

a) 工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。

b) 既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と協議の上原状に復するものとする。

c) 撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等の処置を講ずること。

d) 工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分協議の上事故防止に努める。

(3) 工事用電力等

- ① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。
- ② 工事用電力
 - ・電力会社と協議の上引き込む ◎構内より分岐できる
- ③ 工事用電話
 - ・構外より引込む。 ◎携帯電話にて対応する
- ④ 工事用給水
 - ・構外より引込む。 ◎構内より分岐できる。 ・さく井する。
- ⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置は別図により、排水は別図又は監督職員の指示による。
- ⑥ 工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ その他
 - 工事用電力、工事用給水を構内より分岐する場合は、受注者の負担において電力量計、量水器を設置し、料金は国立花山青少年自然の家へ納入する。

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

| 区分 | 大きさ | 種類 | 組 |
|--------|-------|--------|----|
| 敷地状況写真 | サービス判 | カラードラフ | 1組 |
| 工事写真 | サービス判 | カラードラフ | 1組 |
| 完成写真 | サービス判 | カラードラフ | 1組 |

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② その他

質疑回答書、現場説明書、特記仕様書及び設計図（発注図）のA3版2つ折り仮製本を2部提出すること。

(5) その他

鍵は、各組（一組は同一鍵3本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。

6 契約に関する事項

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構工事請負契約基準（以下、「基準」という。）の運用

① 基準第3の規定による、

工事費内訳明細書

- 提出する。
- ・ 提出しない。

工 程 表

○ 提出する。

・ 提出しない。

- ② ~~基準第25第1項の規定により請負代金額の変更を請求する場合は、発注者又は受注者から請求のあった日から起算して、残工事の工期が2月以上ある場合とする。~~
- ③ ~~基準第25第2項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において、工事の工程が受注者の責により遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。~~
- ④ 基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ⑤ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。

(2) 契約の保証について

落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。

- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書
ア 保管金領収証書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。
イ 保管金領収証書の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山口 圭吾と記載するように申し込むこと。
ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。
- ② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書
ア 政府保管有価証券払込済通知書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。
イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山口 圭吾と記載するように申し込むこと。
ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、

超過分を徴収する。

オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

⑤ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとすること。

キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されるものとすること。

- ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。

- ⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
 - イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - ウ 保険証券の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和と記載するように申し込むこと。
 - エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
 - カ 保証期間は、工期を含むものとすること。
 - キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
 - ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- ⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
 - イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和と記載するように申し込むこと。
 - ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
 - オ 保証期間は、工期を含むものとすること。
 - カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
 - キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(3) 工事請負代金債権の債権譲渡

この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証事業又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。

(4) 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第5版）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」（平成29年3月国土交通省土地・建設産業局建設業課）により適切な取引をすること。

(5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金（前払金及び中間前払金を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から1回以内に支払うものとする。

(8) ~~請負代金の前払い~~

~~公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前金払を請求することができる。~~

(9) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、建設工事保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

イ 水災危険担保特約を付帯すること。

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

⑨ その他

- ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。
- ~~イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。~~
- ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。
- エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合には、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

8 その他

- (1) 工事実績情報サービス（C O R I N S）への登録
この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（C O R I N S）への登録すること。
- (2) 公共事業労務費調査への協力
毎年定期的に実施される公共事業労務費調査への協力を依頼するがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。
なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。
- (3) 建設業退職金共済制度について
- ① 建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
 - ② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
 - ③ 掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出すること。
- ~~(4) 工事成績評定について~~
~~この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付内閣府令第370号）による工事成績評定の対象工事である。~~
- ~~(5) ワンデーレスポンスの実施について~~
~~本工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。~~
- ~~① ワンデーレスponsとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その~~

~~日のうちに~~回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「~~その日のうちに~~」することを含むものとする。

② 受注者は、実施工工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。

③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

(6) ~~主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について~~

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。

② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

(7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について

① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。

イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。

ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

エ 工事現場において作業等が行われていない期間。

② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。

③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。

(8) ~~建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて~~

~~本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。~~

① ~~本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特定監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下のア～クの要件を全て満たさなければならない。~~

ア ~~建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。~~

イ ~~監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は二級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定品目は、特例監理技術者に求める技術検定品目と同じであること。~~

ウ ~~監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。~~

エ ~~同一の特定監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に~~

- ~~一體性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）については、これら複数の工事を一の工事とみなす~~
- ~~オ 特例監理技術者が兼務できる工事は〇〇地域内（例：〇〇市、〇〇市及び〇〇町）の工事でなければならない。~~
- ~~カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。~~
- ~~キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。~~
- ~~ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。~~
- ~~② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項ア～クの事項について確認できる書類を提出すること。~~
- ~~③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。~~
- (9) 特別重点調査を受けた者との契約について
~~「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。~~
- (10) 引渡し後点検について
受注者は、完成引渡し後1年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うものとする。
- (11) 設計図書の取扱い
本工事の設計図書の取扱いは以下によるものとする。
① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うことに同意すること。
② 目的以外の使用は禁止とすること。
③ 図書を複写する場合、その部数は必要最低限とし、複写した図書は用済み後責任を持って確実に処分すること。
- (12) デジタル工事写真の小黒板情報電子化について
デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。
本工事で受注者がデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができます。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。
なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。
① 必要な機器・ソフトウェア等の導入
受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2 形状、寸法、仕様等の確認方法2.」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL 「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。
② デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入
受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を

電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2形状、寸法、仕様等の確認方法 2.」による。

なお、対象工事において、「小黒板情報電子化」と「小黒板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③ 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

国立青少年教育振興機構 国立花山青少年自然の家南蔵王野営場管理棟トイレ他改修工事

図面リスト

| 図面 | 図面名称 |
|------|---------------|
| A-01 | 表紙・図面リスト |
| A-02 | 特記仕様書(1) |
| A-03 | 特記仕様書(2) |
| A-04 | 特記仕様書(3) |
| A-05 | 案内図・配置図 |
| A-06 | 1階平面図(現況図) |
| A-07 | 1階平面図(改修図) |
| A-08 | 2階平面図(現況図) |
| A-09 | 2階平面図(改修図) |
| A-10 | 展開図 |
| A-11 | 階段詳細図 |
| A-12 | 1階トイレ(現況・撤去図) |
| A-13 | 1階トイレ(改修図) |
| A-14 | 外構図 |

令和 6 年度

発注：独立行政法人国立青少年教育振興機構

K A ' Z 建築設計事務所

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----|----|----|----|----|------|------|------|-----------------------------|------|---|------|----------------------|
| K A ' Z 建築設計事務所 Kazahana Architectural Design Office 一級建築士事務所 宮城県知事登録 第20Y10145号 | | 承認 | 審査 | 検査 | 製図 | 特記 | 改訂番号 | 改訂月日 | 改訂内容 | 独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設管理課長 | 業務番号 | 工事名称 国立青少年教育振興機構 国立花山青少年自然の家南蔵王野営場管理棟トイレ他改修工事 | 縮尺 | 説明 区分 説明 番号 |
| 一級建築士登録第198427号 菅野 勝仁 | | | | | | | | | | 担当 | | | N.S. | A-01 |
| | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|---|---------------------|--|--|--|--|
| 国立花山青少年自然の家南蔵王野営場管理棟トイレ他改修工事 | | | | | |
| I 工事概要 | | | | | |
| 1. 工事場所 宮城県白石市福岡深谷字白萩山39 国立花山青少年自然の家南蔵王野営場構内 | | | | | |
| 2. 完成期限 令和6年10月15日(火) | | | | | |
| 3. 建物概要 | | | | | |
| 建物名称 | 管 理 棟 | | | | |
| 工種 | | | | | |
| 構 造 | 鉄筋コンクリート造 | | | | |
| 階 数 | 2 階 | | | | |
| 建築面積(m ²) | 514.7m ² | | | | |
| 建築基準法による延べ面積(m ²) | 818.9m ² | | | | |
| 消防法施行令別表第一の区分 | | | | | |
| 改修面積(m ²) | | | | | |
| 備考 | 便所改修 内装改修 | | | | |

4. 工事種目(○印の付いたものが対象工事種目)

| 工事種目 | 工事種別 | | |
|--------------|------|--|--|
| | 管理棟 | | |
| ○ 2 仮設工事 | 一式 | | |
| ・ 3 防水改修工事 | | | |
| ・ 4 外壁改修工事 | | | |
| ・ 5 建具改修工事 | | | |
| ○ 6 内装改修工事 | 一式 | | |
| ○ 7 塗装改修工事 | 一式 | | |
| ・ 8 耐震改修工事 | | | |
| ・ 9 環境配慮改修工事 | | | |
| ・ プール改修工事 | | | |
| ・ | | | |

5. 指定部分 ○無 有 対象部分()
指定部分工期 令和 年 月 日(曜日)

6. 概成工期 ○無 有 令和 年 月 日(曜日) (1.2.1)[1.2.1]

II 工事仕様

1. 共通仕様
- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構発注工事請負契約規則第二章第19条の工事請負契約基準、現場説明書、図面_15枚及び本特記仕様書_3枚によるほか、○印の付いたものを適用する。
- 公共建工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標準仕様書」という。)
○公共建工事改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「改修標準仕様書」という。)
○建築工事標準詳細図(平成28年版)(以下「標準詳細図」という。)
○建築物改修工事共通仕様書(平成31年版)
○文部科学省建築工事標準仕様書(特記基準)(建築工事編)(令和4年版)(以下「文科仕様書」という。)
○文部科学省建築改修工事標準仕様書(特記基準)(建築工事編)(令和4年版)(以下「文科改修仕様書」という。)
○工事写真撮影要領(令和元年7月)

(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事は、それぞれの工事特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は()図による。
機械設備工事の特記仕様書は()図による。

2. 特記仕様

- (1) 本特記仕様書の表記
- 1) 项目は、○印の付いたものを適用する。
2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
○印と○印の付いた場合は、※印の付いたものを適用する。
3) 特記事項に記載の()内表示番号は、標準仕様書の該当項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の[]内表示番号は、改修標準仕様書の該当項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の(())内表示番号は、文科仕様書の該当項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の[[]]内表示番号は、文科改修仕様書の該当項目、当該図又は当該表を示す。
- 4) []印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)に基づく「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針(平成31年2月8日変更開議決定)」に定める特定調達品における判断の基準(特定調達品「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準)を満たすものと示す。

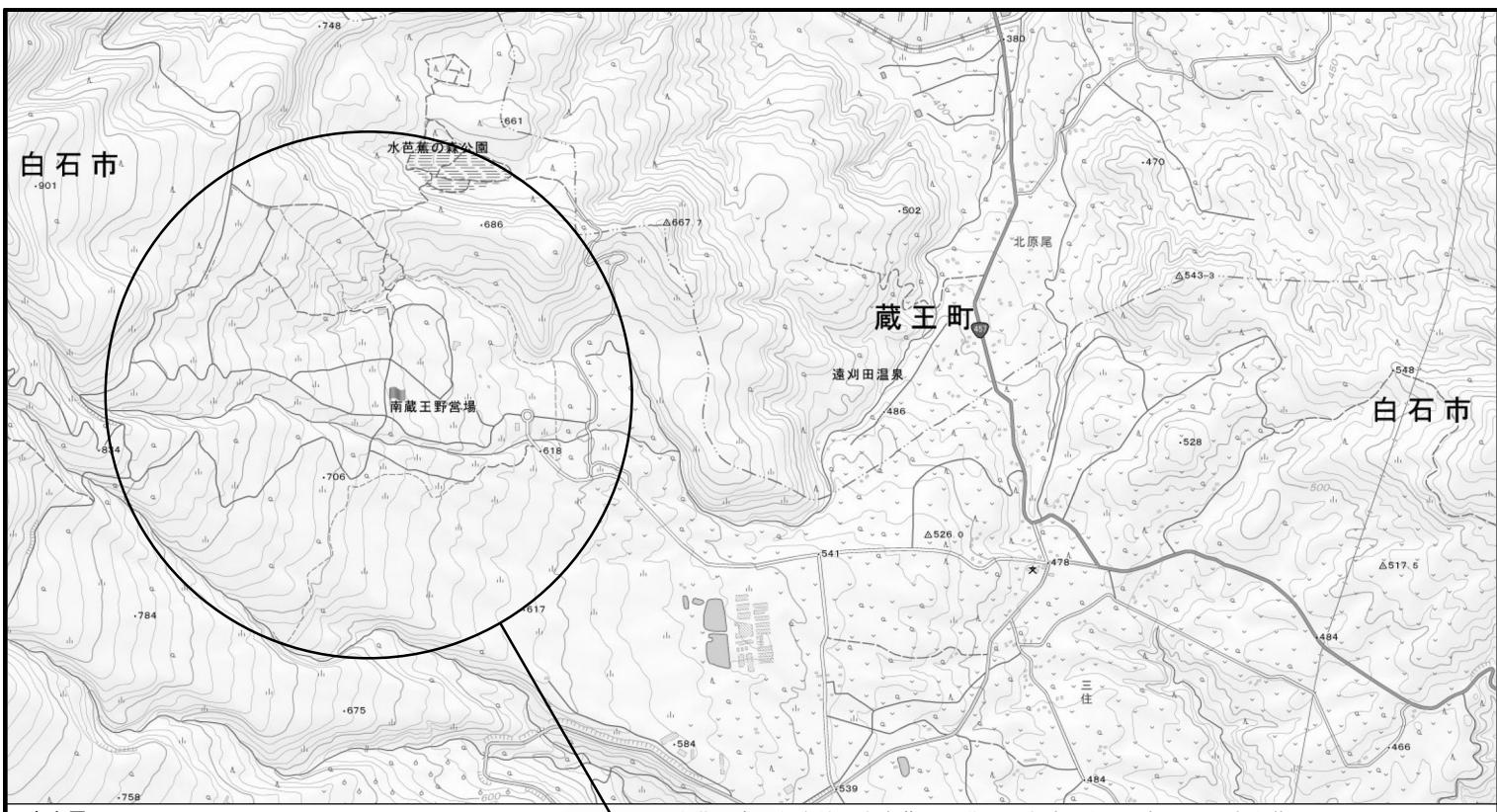
| 特記事項 | |
|-------------------------|--|
| 1 | ● 適用区分 |
| | ○ 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○ 風圧力 風速(Vo= 30 m/s) 地表面粗度区分(・I・II・III・IV) ○ 積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域別表(19) |
| ○ 電気保安技術者、工事用電力設備の保安責任者 | この工事現場に下記いずれかの資格を有する電気保安技術者を選任する。 項目名 電気保安技術者 1 第3種電気主任技術者の資格を有する者 8 2 1級電気工事施工管理技士の資格を有する者 3 高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者 4 旧電気工事技術者候補規定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者 5 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者 6 第1種電気工事士の資格を有する者 7 第2種電気工事施工管理技士の資格を有する者 8 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者 9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学(実験を含む)に関する科目を修めて卒業した者 |
| | 工事用電力は裸線から離さず引き込む場合は、法令に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する。 |
| ○ 施工条件 | この工事現場では、次の施工条件による。 本工事は施設利用を継続しながら行うため、利用調整を行い工事を進めることとする。 他の発注工事との調整を行うこととする。 |
| | (1.3.5)[1.3.5] |
| ○ 発生材の処理等 | (1) 引渡しを要するもの 1) 品名 2) 引渡し先 3) 集積場所 (2) 特別管理産業廃棄物 1) 品名 2) 処理方法 (3) 現場において再利用を図るもの 1) 品名 2) 使用箇所 (4) 再資源化を図るもの 1) 品名 (5) その他発生材については、標準仕様書に従い、適切に処理する。 |
| | (1.3.11)[1.3.12] |
| ○ 環境への配慮 | (1) 建築物内部に使用する材料等とは、設計図書に規定する所の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁纸、接着剤、保溫材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑性(タルタル酸ジ- n- プチル及びタルタル酸ジ- n- エチルヘキシル等を含まない難燃性の可塑剤を除く)が追加されている材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 (2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料之外の材料 ② 建築基準法施行令第20条の第7項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④ 建築基準法施行令第20条の第7項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 |
| | (1.4.1)[1.4.1] |
| ○ 材料の品質等 | (1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 備考欄に商品名が記載された材料は、同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承認を受ける。 (3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 (4) 本工事に使用する材料のうち、(5)に指定する材料の製造業者は、次の①から⑥までの事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができます。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行ってないこと。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 (5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料 |
| | (1.4.2)[1.4.2] |

| 技能士 | | | |
|--|----------------------------|----|------|
| 通用工事種別 | | | |
| 技能検定の種別 | | | |
| 仮設工事 | ・とび | | |
| 鉄筋工事 | ・鉄筋施工 | | |
| コンクリート工事 | ○左官・型枠施工・コンクリート圧送施工 | | |
| 鉄骨工事 | ・とび・鉄工 | | |
| ブロック・ALC・パネル工事 | ・ブロック建築・ALC・パネル | | |
| P C カーテンウォール工事 | ・カーテンウォール施工 | | |
| 防水工事 | ・防水施工(シリカ・防水工事作業) | | |
| 石工事 | ・石材施工 | | |
| 木工事 | ・タイル貼り | | |
| 左官工事 | ・建築大工 | | |
| 建具工事 | ・建築板金 | | |
| 塗装工事 | ・内装仕上げ施工(鋼製下地) | | |
| 内装工事 | ○左官 | | |
| 植栽工事 | ・サッシ施工・自動ドア施工・ガラス施工 | | |
| | ○左官 | | |
| | ・内装仕上げ施工(アラミド系床仕上げ、ボード仕上げ) | | |
| | ・造園 | | |
| (1.5.2)[1.6.2] | | | |
| 施工の検査等 | | | |
| (1.5.5)[1.6.5] | | | |
| 標準仕様書に定めがあるもの以外で、次について監督職員の検査を受ける。 | | | |
| 施工の立会い | | | |
| (1.5.7)[1.6.7] | | | |
| 標準仕様書に定めがあるもの以外で、次に示す工事段階及び事項については、監督職員の立会いを受ける。 | | | |
| 施工の立会いを行う工程 | | | |
| 備考 | | | |
| (1.5.9)[1.6.9] | | | |
| (1) 室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン等の濃度を測定し、測定結果を監督職員に報告する。 | | | |
| 測定対象化学物質 指針値(両単位の換算は、25°Cの場合による。) | | | |
| (2) 測定対象室及び測定箇所数は以下の表による。 | | | |
| 棟名称 | 階 | 室名 | 採取本数 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| (3) 測定方法は、(・吸引方式(アクティブ法)・拡散方式(バシッシュ法))により行う。 | | | |
| (4) 文部科学省の「学校環境衛生基準」に基づき、採取は室内的温度が高い時期に行い、吸引方式では30分間で2回以上、拡散方式では8時間以上行う。 | | | |
| (5) 測定結果が指針値を超えていた場合は、発生源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定し、基準値以下であることを確認してから引渡しを行う。 | | | |
| (1.7.1~3)[1.8.1~3] | | | |
| 次の図書を監督職員に提出する。また、それらを本工事目的に關し使用するための権利については、発注者に委譲する。 | | | |
| 完成図(施工図、施工計画図を除く。) | | | |
| CADデータ(電子納品) | 1 部 | | |
| A3版原図 | 1 部 | | |
| A1版原図 | 1 部 | | |
| A3複写図(製本) | 2 部 | | |
| A1複写図(製本) | 0 部 | | |
| 施工計画書 | | | |
| A4ファイル綴じ | 1 部 | | |
| ○保全に関する資料 | | | |
| A4ファイル綴じ | 1 部 | | |
| ○施工図(次に示すものを標準とし、提出部数等は監督職員と協議による。) | | | |
| ○工事写真(「工事写真撮影要領」による。) | | | |
| 原本(電子媒体) | 1 部 | | |
| アルバム(紙又は電子媒体) | 1 部 | | |
| (1.7.1~3)[1.8.1~3] | | | |
| ○既存資料調査 | | | |
| ・ 採査機(電磁波レーダー法又は電磁波誘導法)による探査 | | | |
| 配管・配線等の位置の墨出を行う | | | |
| 範囲 ※ 図示 | | | |
| ・ 放射線透過試験 | | | |
| 労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」(昭和47年労働省令第41号)等に定めるところによるほか、次による。 | | | |
| (1) 作業主者は、エックス線操作業者等の資格を有するものとし、資格を証明するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 | | | |
| (2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。 | | | |
| (3) 露出時間は、コンクリートの厚さにより、適宜調整する。 | | | |
| (4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。 | | | |
| (5) 船体の墨出は、表裏でズレがないように墨出を講ずる。 | | | |
| 撮影枚数 一枚 | | | |
| フィルムサイズ | | | |
| コンクリート厚さ cm | | | |
| ・ 既存船体に穿孔する場合に、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いる。 | | | |
| (1.4.2)[1.4.2] | | | |
| ○埋設配管・配線および鉄筋調査 | | | |
| 工事区分表による。これにより難い場合は監督職員と協議する。 | | | |
| あと施工アンカー工事 6章および8章による | | | |
| コア抜き、はつり工事等 | | | |
| ○既存資料調査 | | | |
| ・ 採査機(電磁波レーダー法又は電磁波誘導法)による探査 | | | |
| 配管・配線等の位置の墨出を行う | | | |
| 範囲 ※ 図示 | | | |
| ・ 放射線透過試験 | | | |
| 労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」(昭和47年労働省令第41号)等に定めるところによるほか、次による。 | | | |
| (1) 作業主者は、エックス線操作業者等の資格を有するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 | | | |
| (2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。 | | | |
| (3) 露出時間は、コンクリートの厚さにより、適宜調整する。 | | | |
| (4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。 | | | |
| (5) 船体の墨出は、表裏でズレがないように墨出を講ずる。 | | | |
| 撮影枚数 一枚 | | | |
| フィルムサイズ | | | |
| コンクリート厚さ cm | | | |
| ・ 既存船体に穿孔する場合に、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いる。 | | | |
| (1.4.2)[1.4.2] | | | |

| ○完成写真 | | | | |
|---------------------------|--------------------|--------|----------------------------|------------------------------|
| 工事完成時に次の写真を撮影し、監督職員に提出する。 | | | | |
| 撮影部位及び箇所 | 形式・サイズ | 提出セリフ数 | 画素数及び画質等 | 撮影者 |
| 外観正面 | カラー印紙キャビネ判 | ○ | 4500×3000ピクセル以上で画像補正を行ったもの | 建物完成写真の撮影実績がある者で、監督職員が承諾するもの |
| 1箇所 | カラー印紙キャビネ判 A4 アルバム | | | |

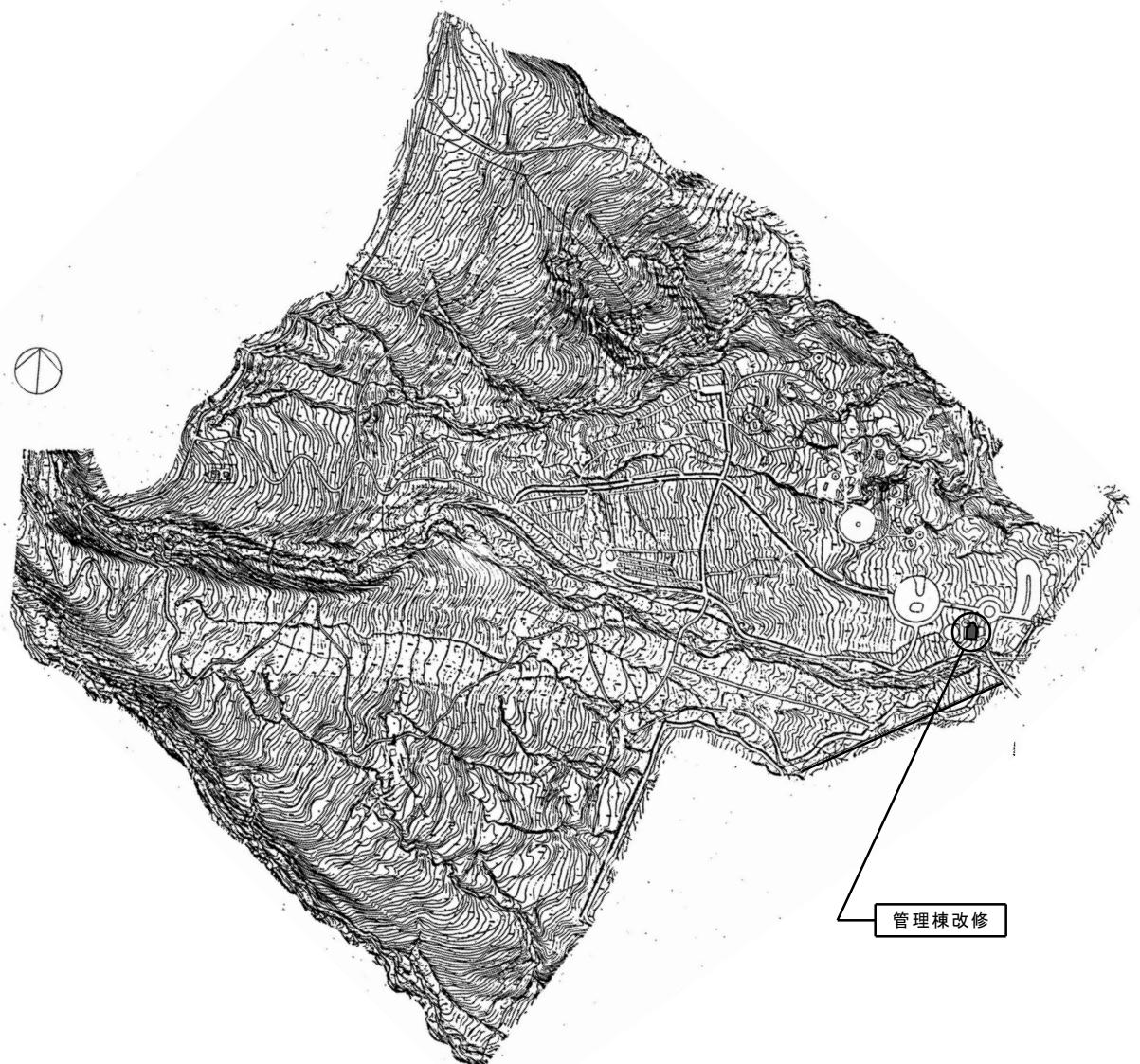
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 2 仮設工事 | ・騒音・粉じん等の対策 ・防音パネル ・防音シート 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲 ・工事に必要な範囲 | [2.1.3] | ・防火戸 見本の製作等 ・防犯施物部品 ・アルミニウム製建具 性能値等 外部に面する建具の種別 防音ドア、防音サッシ 表面処理 屋内の建具 ステンレス鋼板 ・改修範囲 内装改修工事 ・既存床の撤去及び下地補修 ・既存壁の撤去及び下地補修 ・木下地等の表面仕上げ ・床張り用合板等 ・ガラス ・鍵 ・シーリング材の目地寸法 ・改修工法 | [2.2.1] [表 2.2.1] ・「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 外部足場 ・設置しない 防護シート ・設置する (設置範囲・工事に必要な範囲) ・設置しない 内部足場 ・設置する (※ 脚立、足場板等) ・設置しない ○材料、撤去材等の運搬方法 種別 (・A種・B種・C種 ○D種・E種) C種: 利用可能なエレベーター D種: 利用可能な階段 (階段室他) | [2.1.4] | [5.1.4] | [5.1.5] | [5.1.6] | [5.1.7] | [5.2.2~5] [表 5.2.2] | [5.2.3] | [5.2.4] | [5.2.5] | [5.2.6] | [5.2.7] | [5.2.8] | [5.2.9] | [5.2.10] | [5.2.11] | [5.2.12] | [5.2.13] | [5.2.14] | [5.2.15] | [5.2.16] | [5.2.17] | [5.2.18] | [5.2.19] | [5.2.20] | [5.2.21] | [5.2.22] | [5.2.23] | [5.2.24] | [5.2.25] | [5.2.26] | [5.2.27] | [5.2.28] | [5.2.29] | [5.2.30] | [5.2.31] | [5.2.32] | [5.2.33] | [5.2.34] | [5.2.35] | [5.2.36] | [5.2.37] | [5.2.38] | [5.2.39] | [5.2.40] | [5.2.41] | [5.2.42] | [5.2.43] | [5.2.44] | [5.2.45] | [5.2.46] | [5.2.47] | [5.2.48] | [5.2.49] | [5.2.50] | [5.2.51] | [5.2.52] | [5.2.53] | [5.2.54] | [5.2.55] | [5.2.56] | [5.2.57] | [5.2.58] | [5.2.59] | [5.2.60] | [5.2.61] | [5.2.62] | [5.2.63] | [5.2.64] | [5.2.65] | [5.2.66] | [5.2.67] | [5.2.68] | [5.2.69] | [5.2.70] | [5.2.71] | [5.2.72] | [5.2.73] | [5.2.74] | [5.2.75] | [5.2.76] | [5.2.77] | [5.2.78] | [5.2.79] | [5.2.80] | [5.2.81] | [5.2.82] | [5.2.83] | [5.2.84] | [5.2.85] | [5.2.86] | [5.2.87] | [5.2.88] | [5.2.89] | [5.2.90] | [5.2.91] | [5.2.92] | [5.2.93] | [5.2.94] | [5.2.95] | [5.2.96] | [5.2.97] | [5.2.98] | [5.2.99] | [5.2.100] | [5.2.101] | [5.2.102] | [5.2.103] | [5.2.104] | [5.2.105] | [5.2.106] | [5.2.107] | [5.2.108] | [5.2.109] | [5.2.110] | [5.2.111] | [5.2.112] | [5.2.113] | [5.2.114] | [5.2.115] | [5.2.116] | [5.2.117] | [5.2.118] | [5.2.119] | [5.2.120] | [5.2.121] | [5.2.122] | [5.2.123] | [5.2.124] | [5.2.125] | [5.2.126] | [5.2.127] | [5.2.128] | [5.2.129] | [5.2.130] | [5.2.131] | [5.2.132] | [5.2.133] | [5.2.134] | [5.2.135] | [5.2.136] | [5.2.137] | [5.2.138] | [5.2.139] | [5.2.140] | [5.2.141] | [5.2.142] | [5.2.143] | [5.2.144] | [5.2.145] | [5.2.146] | [5.2.147] | [5.2.148] | [5.2.149] | [5.2.150] | [5.2.151] | [5.2.152] | [5.2.153] | [5.2.154] | [5.2.155] | [5.2.156] | [5.2.157] | [5.2.158] | [5.2.159] | [5.2.160] | [5.2.161] | [5.2.162] | [5.2.163] | [5.2.164] | [5.2.165] | [5.2.166] | [5.2.167] | [5.2.168] | [5.2.169] | [5.2.170] | [5.2.171] | [5.2.172] | [5.2.173] | [5.2.174] | [5.2.175] | [5.2.176] | [5.2.177] | [5.2.178] | [5.2.179] | [5.2.180] | [5.2.181] | [5.2.182] | [5.2.183] | [5.2.184] | [5.2.185] | [5.2.186] | [5.2.187] | [5.2.188] | [5.2.189] | [5.2.190] | [5.2.191] | [5.2.192] | [5.2.193] | [5.2.194] | [5.2.195] | [5.2.196] | [5.2.197] | [5.2.198] | [5.2.199] | [5.2.200] | [5.2.201] | [5.2.202] | [5.2.203] | [5.2.204] | [5.2.205] | [5.2.206] | [5.2.207] | [5.2.208] | [5.2.209] | [5.2.210] | [5.2.211] | [5.2.212] | [5.2.213] | [5.2.214] | [5.2.215] | [5.2.216] | [5.2.217] | [5.2.218] | [5.2.219] | [5.2.220] | [5.2.221] | [5.2.222] | [5.2.223] | [5.2.224] | [5.2.225] | [5.2.226] | [5.2.227] | [5.2.228] | [5.2.229] | [5.2.230] | [5.2.231] | [5.2.232] | [5.2.233] | [5.2.234] | [5.2.235] | [5.2.236] | [5.2.237] | [5.2.238] | [5.2.239] | [5.2.240] | [5.2.241] | [5.2.242] | [5.2.243] | [5.2.244] | [5.2.245] | [5.2.246] | [5.2.247] | [5.2.248] | [5.2.249] | [5.2.250] | [5.2.251] | [5.2.252] | [5.2.253] | [5.2.254] | [5.2.255] | [5.2.256] | [5.2.257] | [5.2.258] | [5.2.259] | [5.2.260] | [5.2.261] | [5.2.262] | [5.2.263] | [5.2.264] | [5.2.265] | [5.2.266] | [5.2.267] | [5.2.268] | [5.2.269] | [5.2.270] | [5.2.271] | [5.2.272] | [5.2.273] | [5.2.274] | [5.2.275] | [5.2.276] | [5.2.277] | [5.2.278] | [5.2.279] | [5.2.280] | [5.2.281] | [5.2.282] | [5.2.283] | [5.2.284] | [5.2.285] | [5.2.286] | [5.2.287] | [5.2.288] | [5.2.289] | [5.2.290] | [5.2.291] | [5.2.292] | [5.2.293] | [5.2.294] | [5.2.295] | [5.2.296] | [5.2.297] | [5.2.298] | [5.2.299] | [5.2.300] | [5.2.301] | [5.2.302] | [5.2.303] | [5.2.304] | [5.2.305] | [5.2.306] | [5.2.307] | [5.2.308] | [5.2.309] | [5.2.310] | [5.2.311] | [5.2.312] | [5.2.313] | [5.2.314] | [5.2.315] | [5.2.316] | [5.2.317] | [5.2.318] | [5.2.319] | [5.2.320] | [5.2.321] | [5.2.322] | [5.2.323] | [5.2.324] | [5.2.325] | [5.2.326] | [5.2.327] | [5.2.328] | [5.2.329] | [5.2.330] | [5.2.331] | [5.2.332] | [5.2.333] | [5.2.334] | [5.2.335] | [5.2.336] | [5.2.337] | [5.2.338] | [5.2.339] | [5.2.340] | [5.2.341] | [5.2.342] | [5.2.343] | [5.2.344] | [5.2.345] | [5.2.346] | [5.2.347] | [5.2.348] | [5.2.349] | [5.2.350] | [5.2.351] | [5.2.352] | [5.2.353] | [5.2.354] | [5.2.355] | [5.2.356] | [5.2.357] | [5.2.358] | [5.2.359] | [5.2.360] | [5.2.361] | [5.2.362] | [5.2.363] | [5.2.364] | [5.2.365] | [5.2.366] | [5.2.367] | [5.2.368] | [5.2.369] | [5.2.370] | [5.2.371] | [5.2.372] | [5.2.373] | [5.2.374] | [5.2.375] | [5.2.376] | [5.2.377] | [5.2.378] | [5.2.379] | [5.2.380] | [5.2.381] | [5.2.382] | [5.2.383] | [5.2.384] | [5.2.385] | [5.2.386] | [5.2.387] | [5.2.388] | [5.2.389] | [5.2.390] | [5.2.391] | [5.2.392] | [5.2.393] | [5.2.394] | [5.2.395] | [5.2.396] | [5.2.397] | [5.2.398] | [5.2.399] | [5.2.400] | [5.2.401] | [5.2.402] | [5.2.403] | [5.2.404] | [5.2.405] | [5.2.406] | [5.2.407] | [5.2.408] | [5.2.409] | [5.2.410] | [5.2.411] | [5.2.412] | [5.2.413] | [5.2.414] | [5.2.415] | [5.2.416] | [5.2.417] | [5.2.418] | [5.2.419] | [5.2.420] | [5.2.421] | [5.2.422] | [5.2.423] | [5.2.424] | [5.2.425] | [5.2.426] | [5.2.427] | [5.2.428] | [5.2.429] | [5.2.430] | [5.2.431] | [5.2.432] | [5.2.433] | [5.2.434] | [5.2.435] | [5.2.436] | [5.2.437] | [5.2.438] | [5.2.439] | [5.2.440] | [5.2.441] | [5.2.442] | [5.2.443] | [5.2.444] | [5.2.445] | [5.2.446] | [5.2.447] | [5.2.448] | [5.2.449] | [5.2.450] | [5.2.451] | [5.2.452] | [5.2.453] | [5.2.454] | [5.2.455] | [5.2.456] | [5.2.457] | [5.2.458] | [5.2.459] | [5.2.460] | [5.2.461] | [5.2.462] | [5.2.463] | [5.2.464] | [5.2.465] | [5.2.466] | [5.2.467] | [5.2.468] | [5.2.469] | [5.2.470] | [5.2.471] | [5.2.472] | [5.2.473] | [5.2.474] | [5.2.475] | [5.2.476] | [5.2.477] | [5.2.478] | [5.2.479] | [5.2.480] | [5.2.481] | [5.2.482] | [5.2.483] | [5.2.484] | [5.2.485] | [5.2.486] | [5.2.487] | [5.2.488] | [5.2.489] | [5.2.490] | [5.2.491] | [5.2.492] | [5.2.493] | [5.2.494] | [5.2.495] | [5.2.496] | [5.2.497] | [5.2.498] | [5.2.499] | [5.2.500] | [5.2.501] | [5.2.502] | [5.2.503] | [5.2.504] | [5.2.505] | [5.2.506] | [5.2.507] | [5.2.508] | [5.2.509] | [5.2.510] | [5.2.511] | [5.2.512] | [5.2.513] | [5.2.514] | [5.2.515] | [5.2.516] | [5.2.517] | [5.2.518] | [5.2.519] | [5.2.520] | [5.2.521] | [5.2.522] | [5.2.523] | [5.2.524] | [5.2.525] | [5.2.526] | [5.2.527] | [5.2.528] | [5.2.529] | [5.2.530] | [5.2.531] | [5.2.532] | [5.2.533] | [5.2.534] | [5.2.535] | [5.2.536] | [5.2.537] | [5.2.538] | [5.2.539] | [5.2.540] | [5.2.541] | [5.2.542] | [5.2.543] | [5.2.544] | [5.2.545] | [5.2.546] | [5.2.547] | [5.2.548] | [5.2.549] | [5.2.550] | [5.2.551] | [5.2.552] | [5.2.553] | [5.2.554] | [5.2.555] | [5.2.556] | [5.2.557] | [5.2.558] | [5.2.559] | [5.2.560] | [5.2.561] | [5.2.562] | [5.2.563] | [5.2.564] | [5.2.565] | [5.2.566] | [5.2.567] | [5.2.568] | [5.2.569] | [5.2.570] | [5.2.571] | [5.2.572] | [5.2.573] | [5.2.574] | [5.2.575] | [5.2.576] | [5.2.577] | [5.2.578] | [5.2.579] | [5.2.580] | [5.2.581] | [5.2.582] | [5.2.583] | [5.2.584] | [5.2.585] | [5.2.586] | [5.2.587] | [5.2.588] | [5.2.589] | [5.2.590] | [5.2.591] | [5.2.592] | [5.2.593] | [5.2.594] | [5.2.595] | [5.2.596] | [5.2.597] | [5.2.598] | [5.2.599] | [5.2.600] | [5.2.601] | [5.2.602] | [5.2.603] | [5.2.604] | [5.2.605] | [5.2.606] | [5.2.607] | [5.2.608] | [5.2.609 |

| 6 内装改修工事 | | [6.8.2] | | | | ・ ビニル床タイル [G] | | ・ 普通合板 [G] | | | | 工事区分表 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|--|--|--|--|--------------------------------|--|---------------|--|--|--|----------------|--|--|--|-------|--|--|--|-------|--|----------------|--|--|--|------|--|--|--|
| 特殊機能床材 | | [6.8.2] | | | | 壁紙張り | | ・ 天然木化粧合板 [G] | | | | ・ 特殊加工化粧合板 [G] | | | | 区分 項目 | | | | 区分 項目 | | | | | | | | | |
| ・ T-T (单層セミ床タイル) | | ・ 無地 ・ 柄物 | | | | ・ 300×300 ・ 450×450 | | | | ・ 2.0 ・ | | | | 表板の樹種名 ・ ラワン 板面の品質 () 厚さ ※図示 接着の程度 ・ 1類 ・ 2類 防虫処理 ・ 行う ・ 行わない | | | | 区分 項目 | | | | 区分 項目 | | | | | | | |
| ・ F-T (複層セミ床タイル) | | ・ 無地 ・ 柄物 | | | | ・ 300×300 ・ 450×450 | | | | ・ 2.0 ・ 2.5 ・ 3.0 | | | | ・ 天然木化粧合板 [G] | | | | 建築 | | | | 建築 | | | | | | | |
| ※K-T (コボジションセミ床タイル) | | ・ 無地 ・ 柄物 | | | | ・ 300×300 ・ 450×450 | | | | ・ 2.0 ・ 3.0 | | | | 化粧板の樹種名 ・ ナラ 厚さ ※図示 接着の程度 ・ 1類 ・ 2類 防虫処理 ・ 行う ・ 行わない | | | | 電気 | | | | 電気 | | | | | | | |
| ・ F-OA (蓋敷きセミ床タイル) | | ・ 無地 ・ 柄物 | | | | ・ 500×500 | | | | ・ 4.0 | | | | ・ 特殊加工化粧合板 [G] | | | | 建築 (土木) | | | | 建築 (土木) | | | | | | | |
| ・ F-OB (溝型蓋敷きセミ床タイル) | | ・ 無地 ・ 柄物 | | | | ・ | | | | ・ | | | | 化粧加工の方法 (・オーバーレイ ・プリント ・塗装 ・) 表面性能 厚さ ※図示 接着の程度 ・ 1類 ・ 2類 防虫処理 ・ 行う ・ 行わない | | | | 機械 | | | | 機械 | | | | | | | |
| ・ 帯電防止床シート | | 種類 () 性能 () 厚さ (mm) | | | | ・ 6 ・ 8 | | | | ・ けい酸カルシウム板 (タイプ 2) ○メラミン樹脂化粧板 JIS K 6903 による (※ 1.2) ・ ポリエスチル樹脂化粧板 ○化粧けい酸カルシウム板 ・ 6 | | | | ・ 構造物の樹種名 ・ ラワン 板面の品質 () 厚さ ※図示 接着の程度 ・ 1類 ・ 2類 防虫処理 ・ 行う ・ 行わない | | | | 別途 | | | | 別途 | | | | | | | |
| ・ 帯電防止床タイル | | 種類 () 性能 () 寸法 厚さ (× mm) | | | | ・ 視覚障害者用の床タイル | | | | 種類 () 形状 () 突起の形状、寸法及びその配列はJIS T9521による | | | | ・ 適用する (・シーリング材 ・ジョイントコンパウンド) ・ 適用しない | | | | 備考 | | | | 備考 | | | | | | | |
| ・ 耐動荷重性床シート | | 種類 () 厚さ (mm) | | | | ・ 防滑性床シート | | | | 種類 () 厚さ (mm) | | | | ・ 防滑性床タイル | | | | ・ ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 | | | | ・ 壁紙の種類 | | | | | | | |
| ・ ピニル幅木 | | [6.8.2] | | | | ・ 施工箇所 | | | | 施工箇所 | | | | 壁紙の種類 | | | | 防火性能 | | | | 備考 | | | | | | | |
| ・ ゴム床タイル | | 材質の種類 ・ 軟質 ・ 硬質 高さ (mm) ※60 ・ 75 ・ 100 厚さ (mm) ※1.5以上 | | | | ・ 紙 ・ 繊維 ・ フラス | | | | ・ 無機質 | | | | ・ その他 | | | | ・ 鉄筋 | | | | ・ 壁等同上開口部補強 | | | | | | | |
| ○せっこうボード、他のボード及び合板張り | | 種類 ・ 単層品 ・ 積層品 色柄 () 厚さ (mm) ・ 3.0 ・ 4.5 ・ 6.0 ・ 9.0 寸法 (mm) () | | | | [6.8.2] | | | | 合板類、MDF及びパーティクルボード、接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 | | | | ・ せっこうボードの下地は図示による。 遮音シール材 ・ 適用する (・シーリング材 ・ジョイントコンパウンド) ・ 適用しない | | | | ・ 合板類の張付け ※B種 ・ A種 せっこうボードの目地工法 ・ 仕上表による ○ 総目処理工法 | | | | ・ 壁等同上開口部補強 | | | | ・ 電気 | | | |
| ・ セルフレベリング材塗り | | 種類及び品質 ・ せっこう系 ・ セメント系 標準塗厚 (mm) ・ | | | | [6.17.2, 3] | | | | モルタル・プラスチ一面の下地調整の種別 ※RB種 コンクリート面の下地調整の種別 ※RB種 せっこうボード面の下地調整の種別 ※RB種 | | | | ・ 梱包 | | | | ・ 壁等同上開口部補強 | | | | ・ 電気・機械設備関係開口部 | | | | | | | |
| ・ せっこうボード、他のボード及び合板張り | | 種類等 厚さ (mm) 、規格等 | | | | ・ 木質系セメント板 [G] | | | | ・ 木毛セメント板 ・ 硬質 ・ 中質 ・ 普通 | | | | ・ 15 ・ 20 ・ 25 | | | | ・ 電線 | | | | ・ 壁等同上開口部補強 | | | | | | | |
| ・ せっこうボード | | 種類等 厚さ (mm) 、規格等 | | | | ・ MDF (普通) | | | | ・ 3 ・ 7 ・ 9 ・ 12 | | | | ・ ハードボード (素地) | | | | ・ 未研磨板 (・マグナード ・テバード) R N ・ 研磨板 (・マグナード ・テバード) R S | | | | ・ 壁等同上開口部補強 | | | | | | | |
| ・ 吸音材料 | | 種類等 厚さ (mm) 、規格等 | | | | ・ ハードボード (化粧) | | | | ・ 内装用 D I ・ 外装用 D E ・ 2.5 ・ 3.5 ・ 5 ・ 7 | | | | ・ インシュレーションボード | | | | ・ A級 (天井仕上げ ・ 内装仕上げ) ・ 9 ・ 12 ・ 15 ・ 18 | | | | ・ 壁等同上開口部補強 | | | | | | | |
| ・ パーティクルボード [G] | | 種類等 厚さ (mm) 、規格等 | | | | ・ 単板張りパーティクルボード | | | | ・ 無研磨板 V N ・ 研磨板 V S ・ 10 ・ 12 ・ 15 ・ 18 | | | | ・ 化粧パーティクルボード | | | | ・ 單板オーバーレイ D V ・ ブラックオーバーレイ D O ・ 塗装 D C ・ 10 (難燃) ・ 12 (難燃) | | | | ・ 壁等同上開口部補強 | | | | | | | |
| ・ せっこうボード | | 種類等 厚さ (mm) 、規格等 | | | | ・ ロックウール吸音ボード | | | | ・ フラットタイプ (・ 9 (不燃) ・ 12 (不燃)) ・ 凹凸タイプ (・ 12 (不燃) ・ 15 (不燃)) | | | | ・ ロックウール吸音ボード (1号) ・ 25 | | | | ・ グラスウール吸音ボード (32K) ・ 25 (ガラスウール包) ・ 50 (ガラスウール包) | | | | ・ 壁等同上開口部補強 | | | | | | | |
| ・ せっこうボード | | 種類等 厚さ (mm) 、規格等 | | | | ・ せっこうボード () ・ 不燃積層せっこうボード | | | | ・ 12.5 (不燃) ・ 15 (不燃) ・ 9.5 | | | | ・ シージングせっこうボード | | | | ・ 12.5 (・ 不燃 ・ 準不燃) | | | | ・ 壁等同上開口部補強 | | | | | | | |
| ・ 強化せっこうボード | | 種類等 厚さ (mm) 、規格等 | | | | ・ 強化せっこうボード | | | | ・ 12.5 (不燃) ・ 15 (不燃) | | | | ・ せっこうラスボード | | | | | | | | | | | | | | | |



案内図

国立花山青少年自然の家南蔵王野営場：宮城県白石市福岡深谷字白萩山39

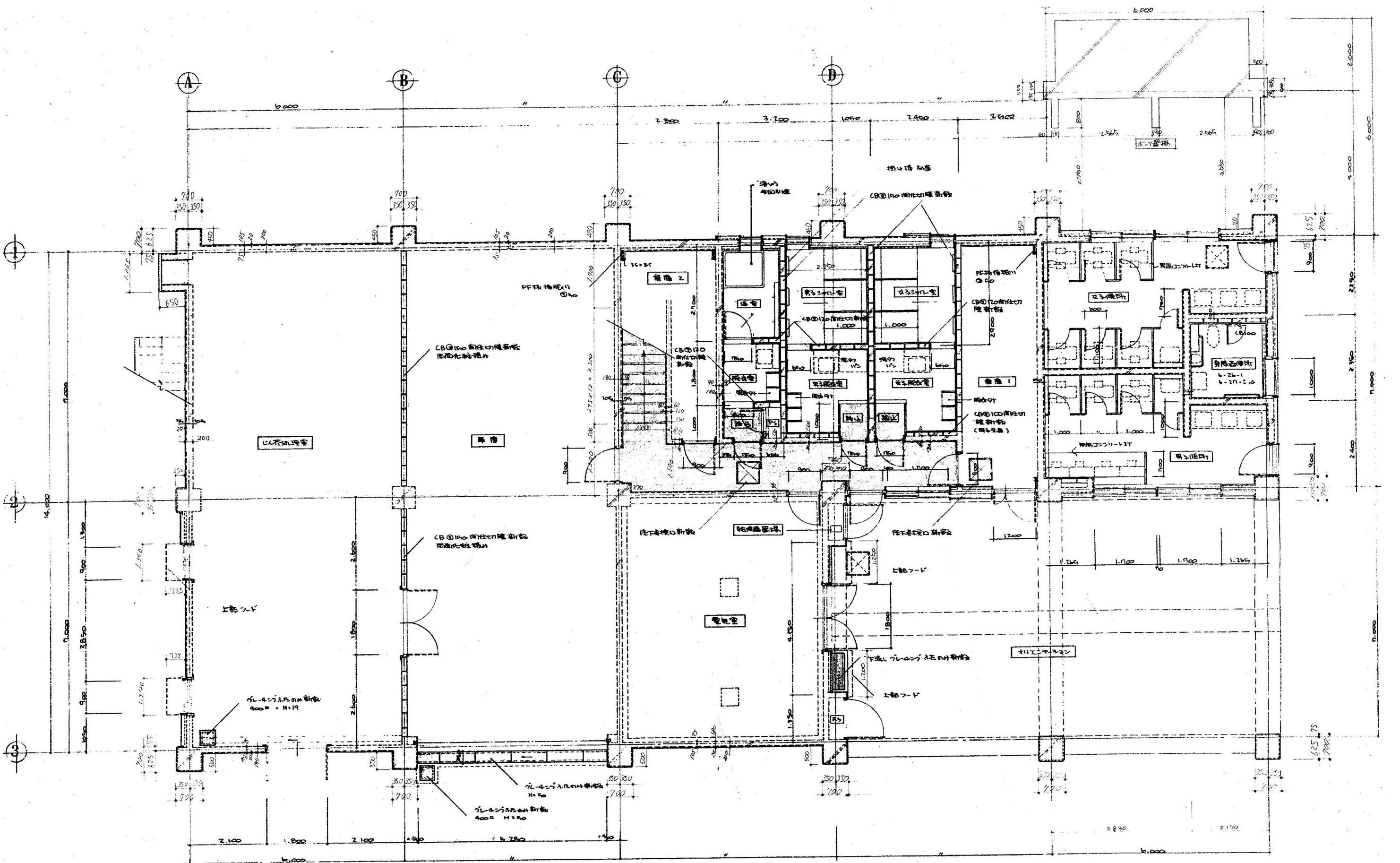


全体配置図



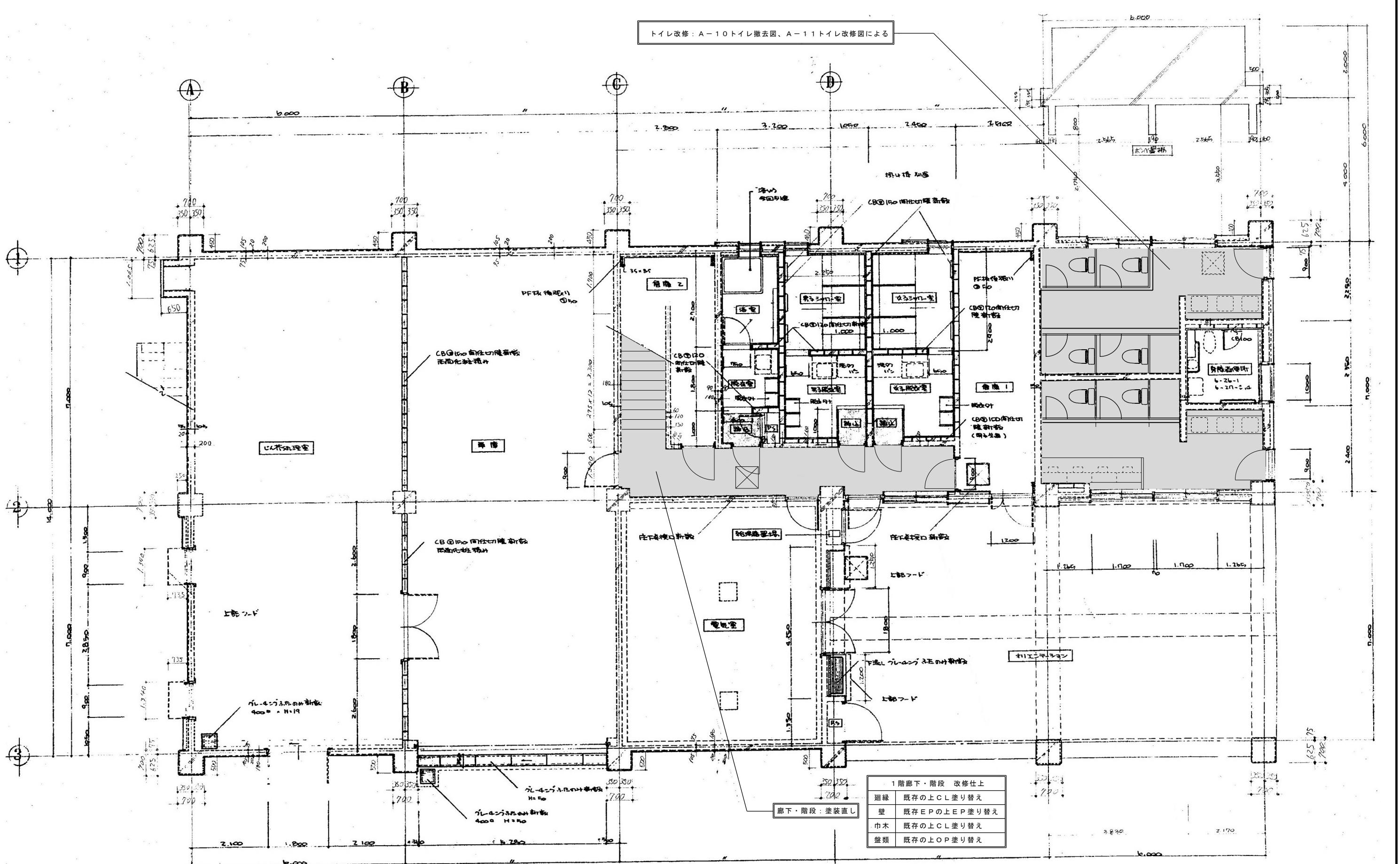
管理棟廻り配置図

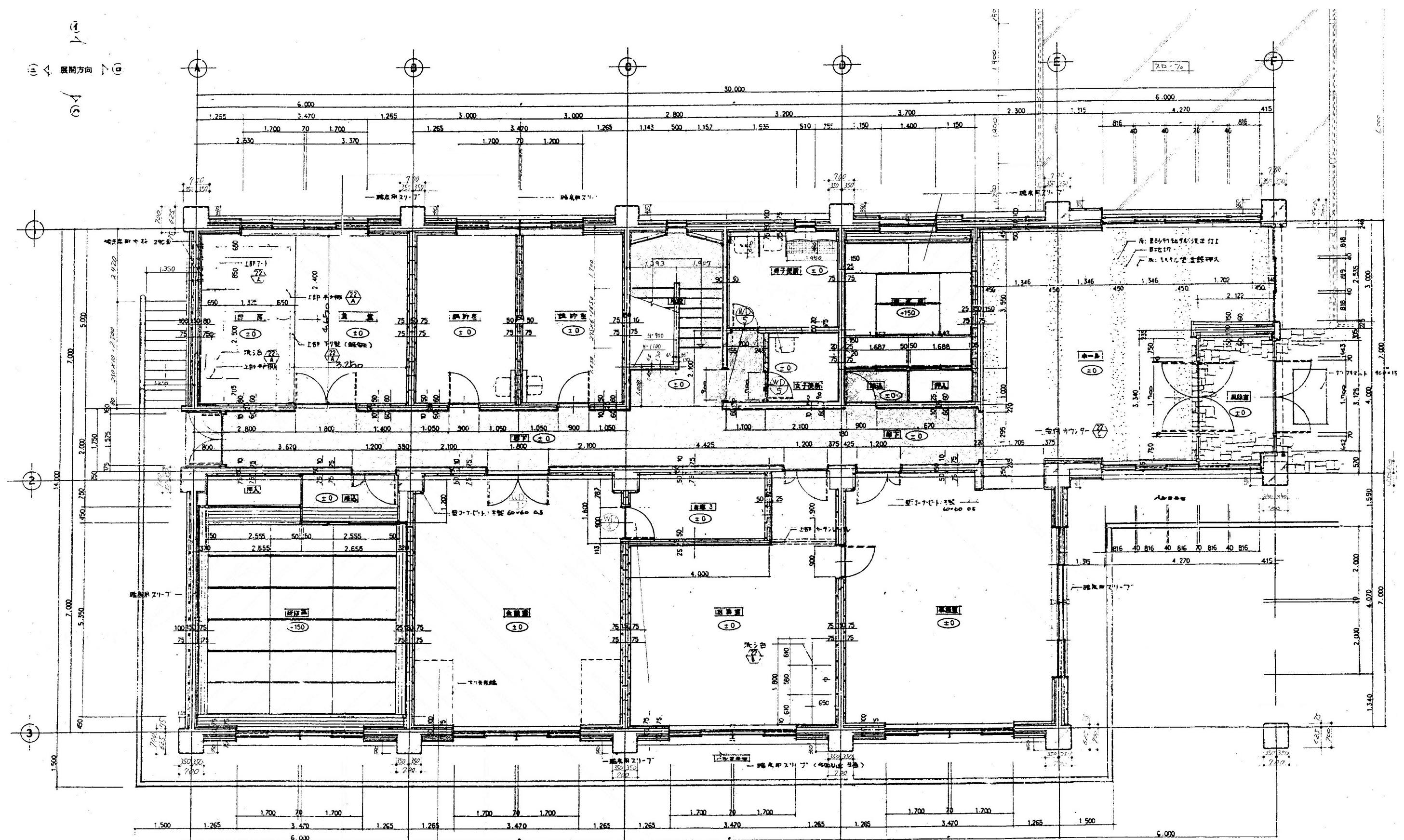
1/200



1階平面詳細図 $S = 1/50$

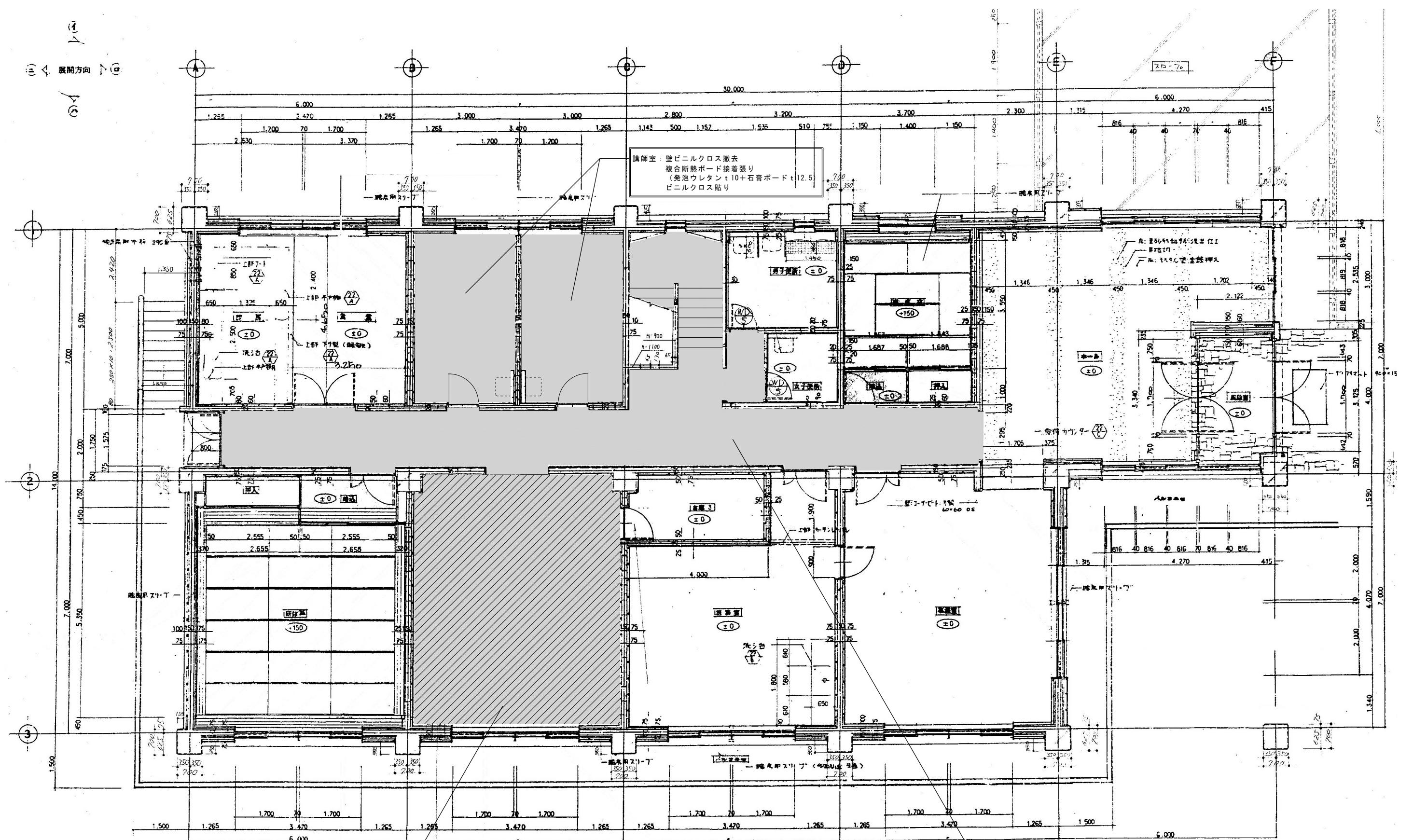
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------|-----|-----|-----|-----|-------------------------|------|------|------|-------------------|--------|-------|------|------|---|------|------------|
| K A ' Z 建 築 設 計 事 務 所 Kazahana Architectural Design Office 一級建築士事務所 宮城県知事登録 第20Y10145号 | -級建築士登録第198427号 普野 勝仁 | 承 認 | 審 查 | 検 図 | 製 図 | 特 記 | 改訂番号 | 改訂月日 | 改訂内容 | 独立行政法人国立青少年教育振興機構 | | | 業務番号 | 工事名称 | 國立青少年教育振興機構 國立花山青少年自然の家南蔵王野営場管理棟トイレ他改修工事 | | |
| | | | | | | | | | | | 施設管理課長 | 施設管理課 | | 担当 | | 図面名称 | 1階平面図（現況図） |





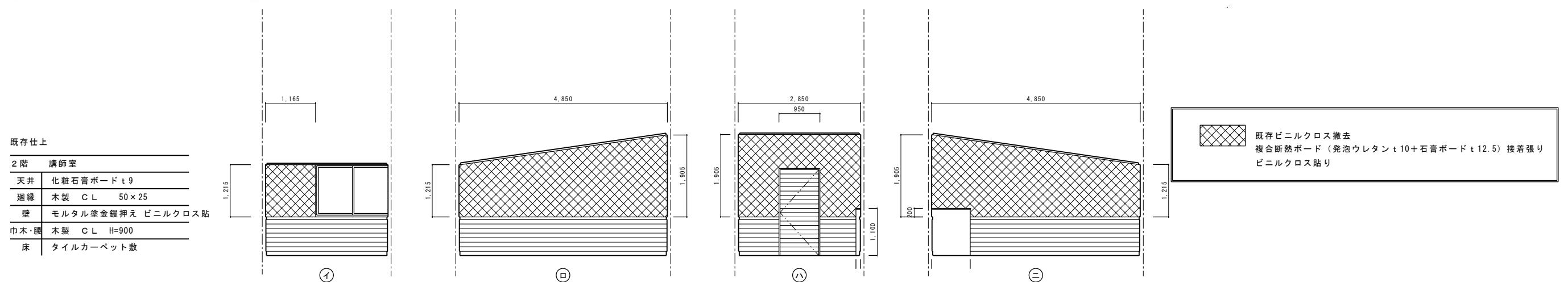
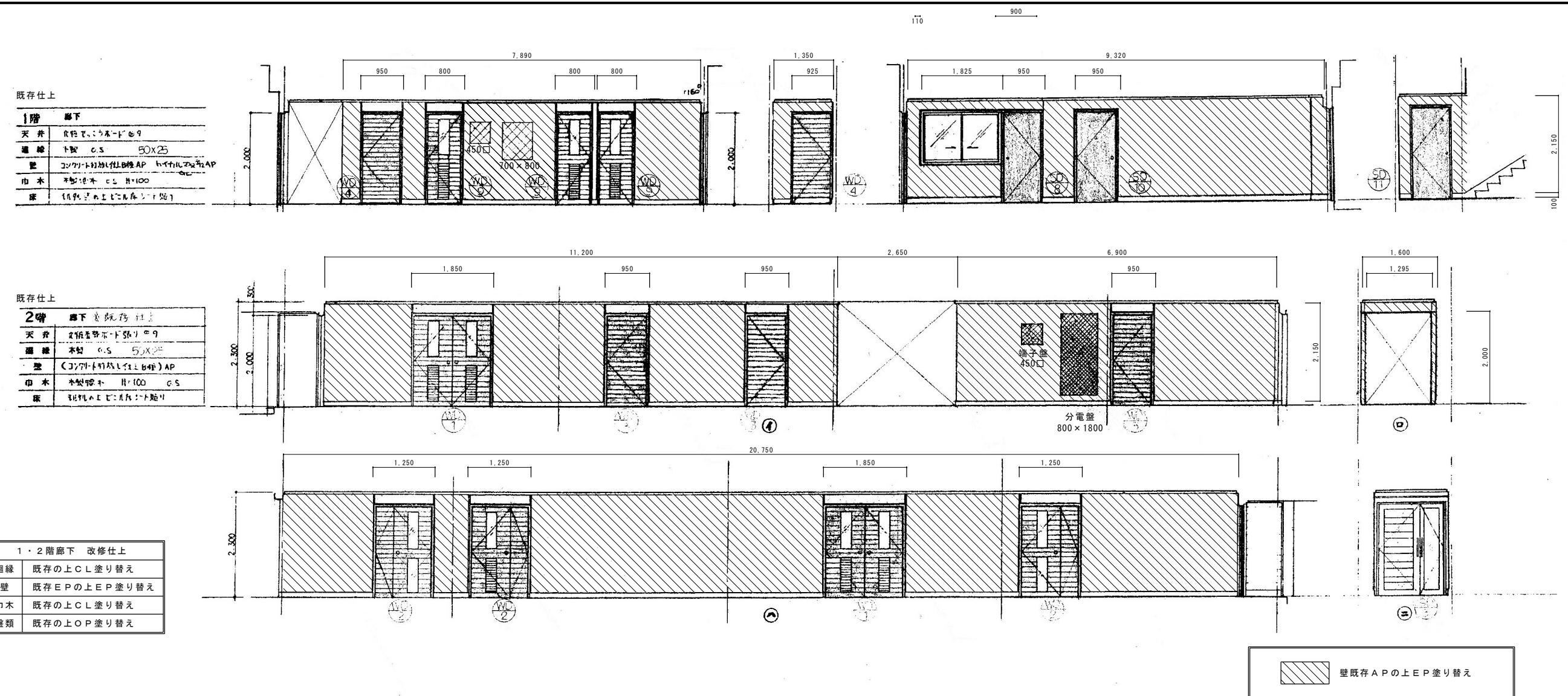
2階平面詳細図 1/50

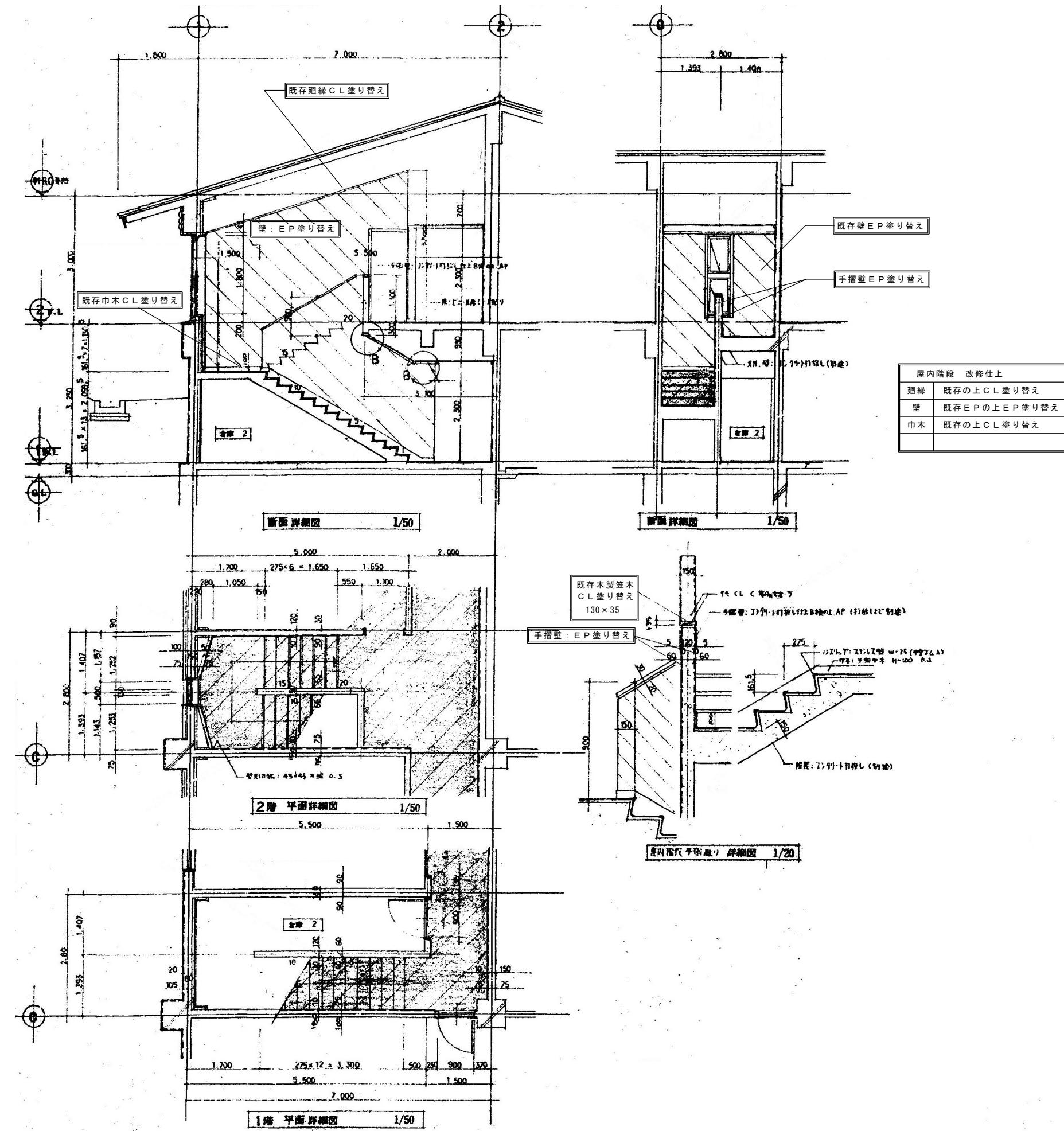
| K A ' Z 建 築 設 計 事 務 所 Kazahana Architectural Design Office 一級建築士事務所 宮城県知事登録 第20Y10145号 | 一級建築士登録第198427号 菅野 勝 仁 | 承 認 | 審 查 | 検 因 | 製 図 | 特 記 | 改訂番号 | 改訂月日 | 改訂内容 | 独立行政法人国立青少年教育振興機構 | | | 業務番号 | 工事名称 国立青少年教育振興機構 国立花山青少年自然の家南蔵王野営場管理棟トイレ他改修工事 | | |
|--|---------------------------|-----|----------------------------|-----|----------------------|-----|------|------|------|-------------------|-------|----|------|---|--|--|
| | | | | | | | | | | 施設管理課長 | 施設管理課 | 担当 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2階平面図（現況図） | | | 縮尺 A1:1/ 50 A3:1/100 | | 面積 部分 面積 面積 | | A-08 | | | | | | | | | |



2階平面詳細図 1/50

| 1階廊下・階段 改修仕上 | | | |
|--------------|-------------------|--|--|
| 縁縁 | 既存の上 CL 塗り替え | | |
| 壁 | 既存 E P の上 EP 塗り替え | | |
| 巾木 | 既存の上 CL 塗り替え | | |
| 盤類 | 既存の上 OP 塗り替え | | |



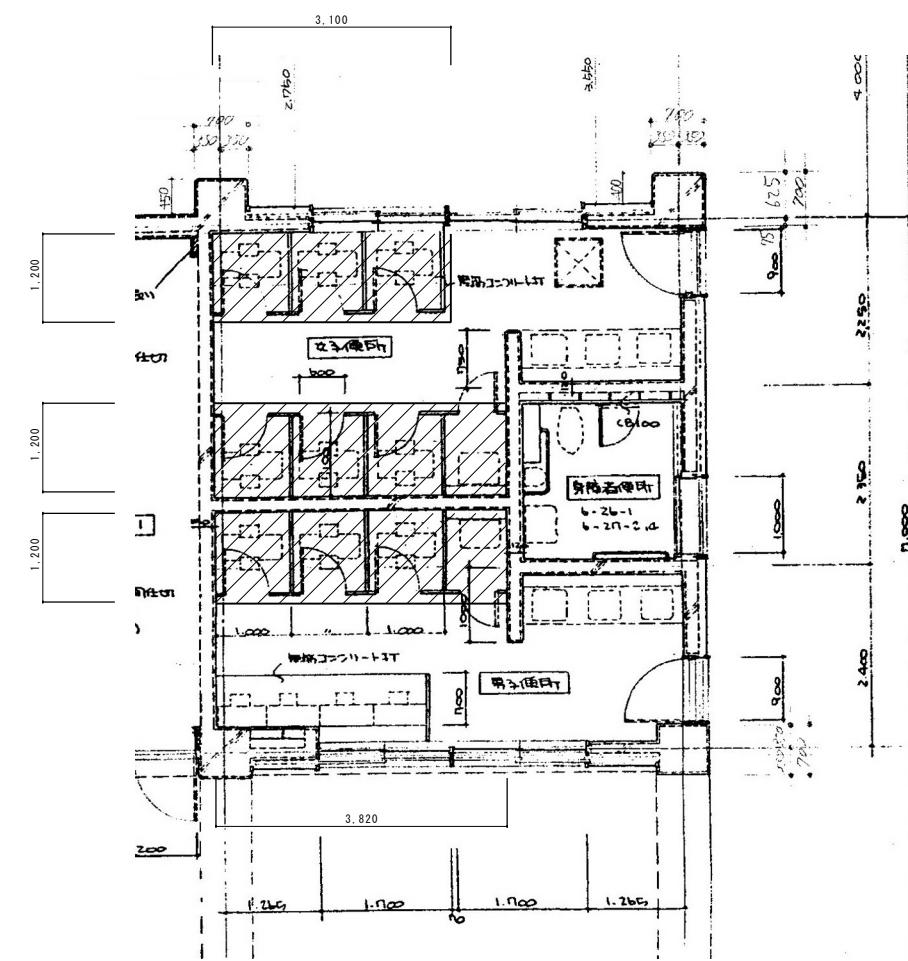


| 承認 | 審査 | 換回 | 試図 | 特記 |
|----|----|----|----|----|
| | | | | |

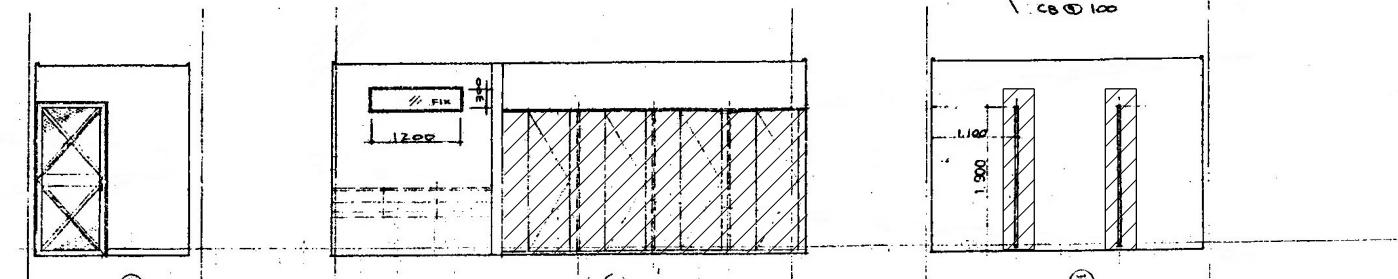
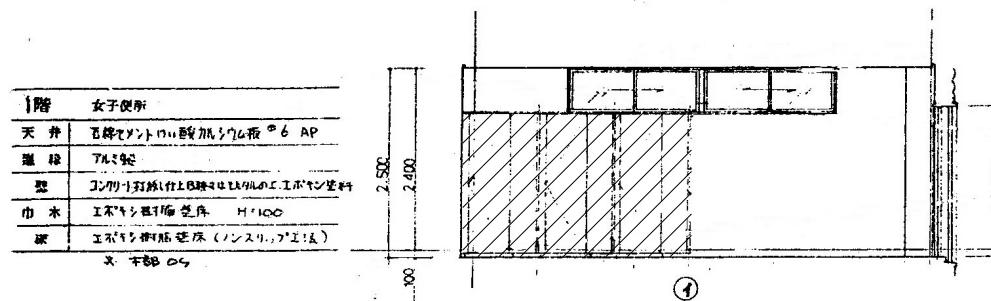
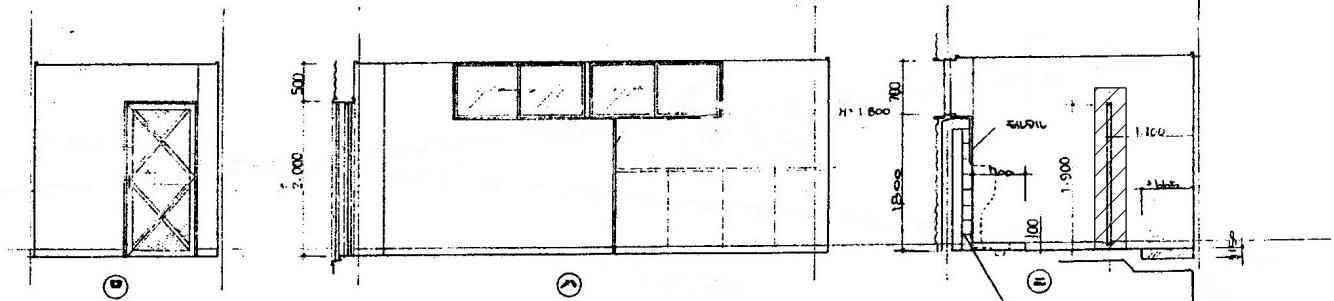
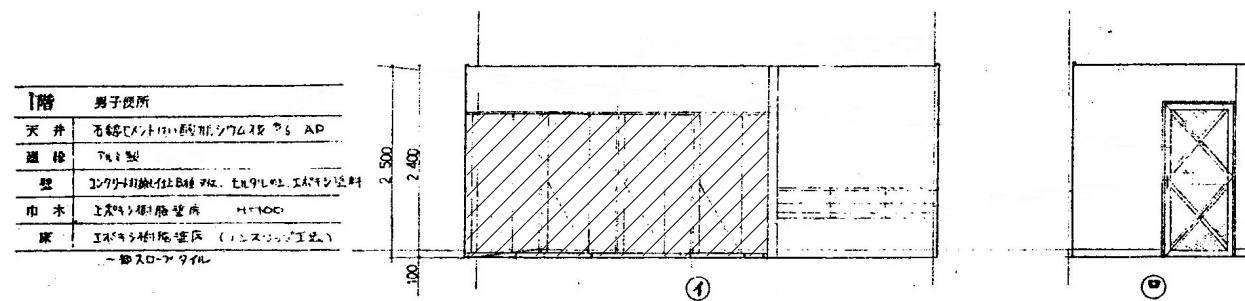
| 改訂番号 | 改訂日付 | 改訂内容 |
|------|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

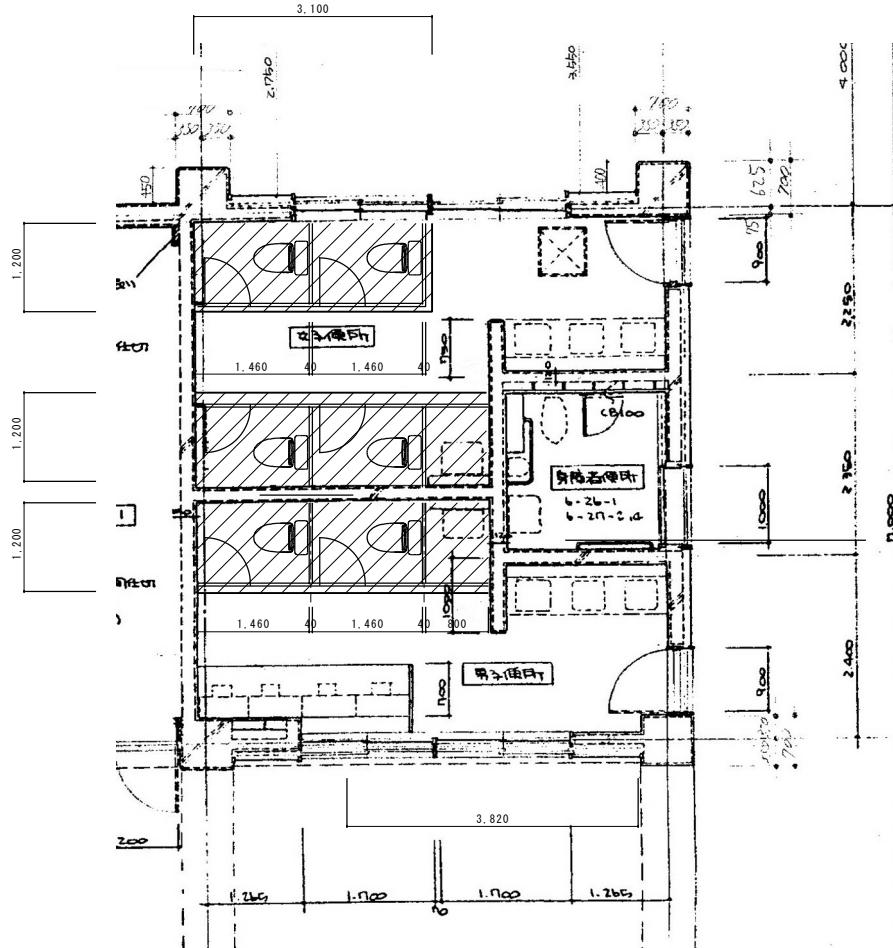
| 独立行政法人国立青少年教育振興機構 | | |
|-------------------|-------|----|
| 施設管理課長 | 施設管理課 | 担当 |
| | | |

| 業務番号 | 工事名称 | 図面名稱 | 縮尺 | 説明 |
|------|--|-------|-------------------------|------------|
| | 国立青少年教育振興機構 国立花山青少年自然の家南蔵王野営場管理棟トイレ改修工事 | 階段詳細図 | A1 : 1/50 A3 : 1/100 | 説明 A-11 |
| | | | | |



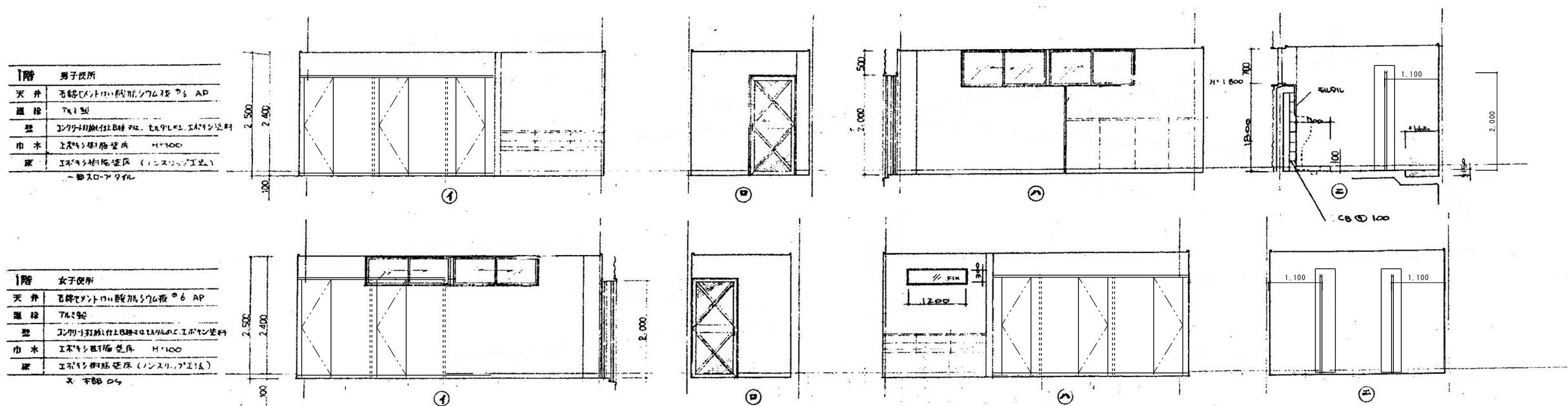
| | |
|-------------|---|
| 撤去工事 |  |
| 1. トイレベース | 男子トイレ : WD-7 女子トイレ : WD-2 |
| 2. 和便器 | 男子トイレ : 3カ所 女子トイレ : 6カ所 |
| 3. ペーパーホルダー | 男子トイレ : 3カ所 女子トイレ : 6カ所 |
| 4. 床塗床材 | 男子トイレ : 3,100×1,200 女子トイレ : 3,820×1,200 |





改修工事

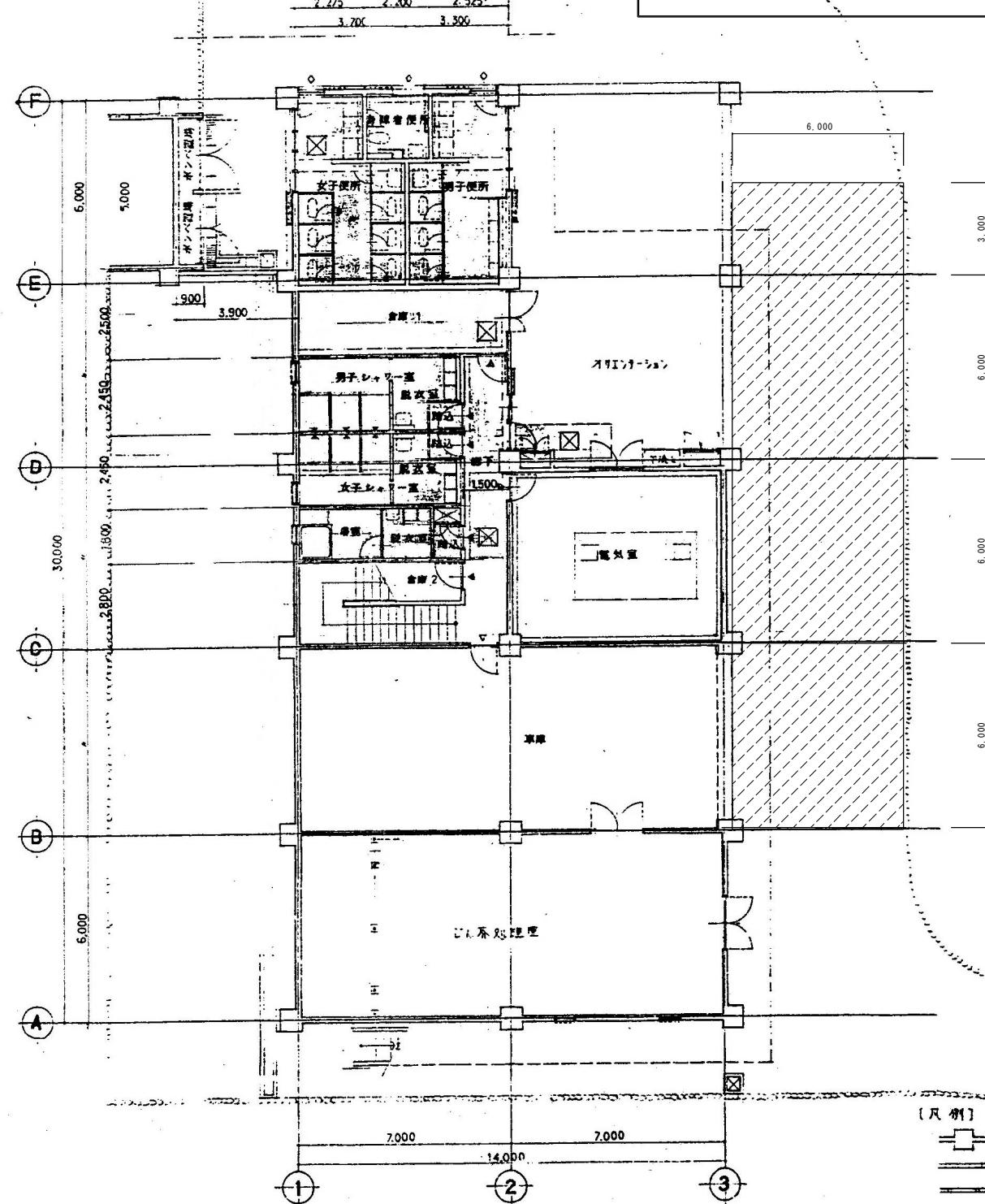
1. トイレベース メラミン合板製 SUS巾木タイプ
表示錠、コート掛けフック付き
2. 洋便器 C1200R (普通便座) 男子トイレ1ヶ所、女子トイレ3ヶ所
C1200S (温水洗浄便座) 男子トイレ1ヶ所、女子トイレ1ヶ所
3. ペーパーホルダー 2連紙巻き器 (参考品番 TOTO YH650)
4. 床塗材 エポキシ樹脂塗床 (防滑タイプ)
男子トイレ: 3,100×1,200
女子トイレ: 3,820×1,200
5. 給排水設備 ピット内にて既存管に接続するものとする
6. 電気設備 1階分電盤より温水洗浄便座用コンセントを設けるものとする
ブレーカーはELCBとする。



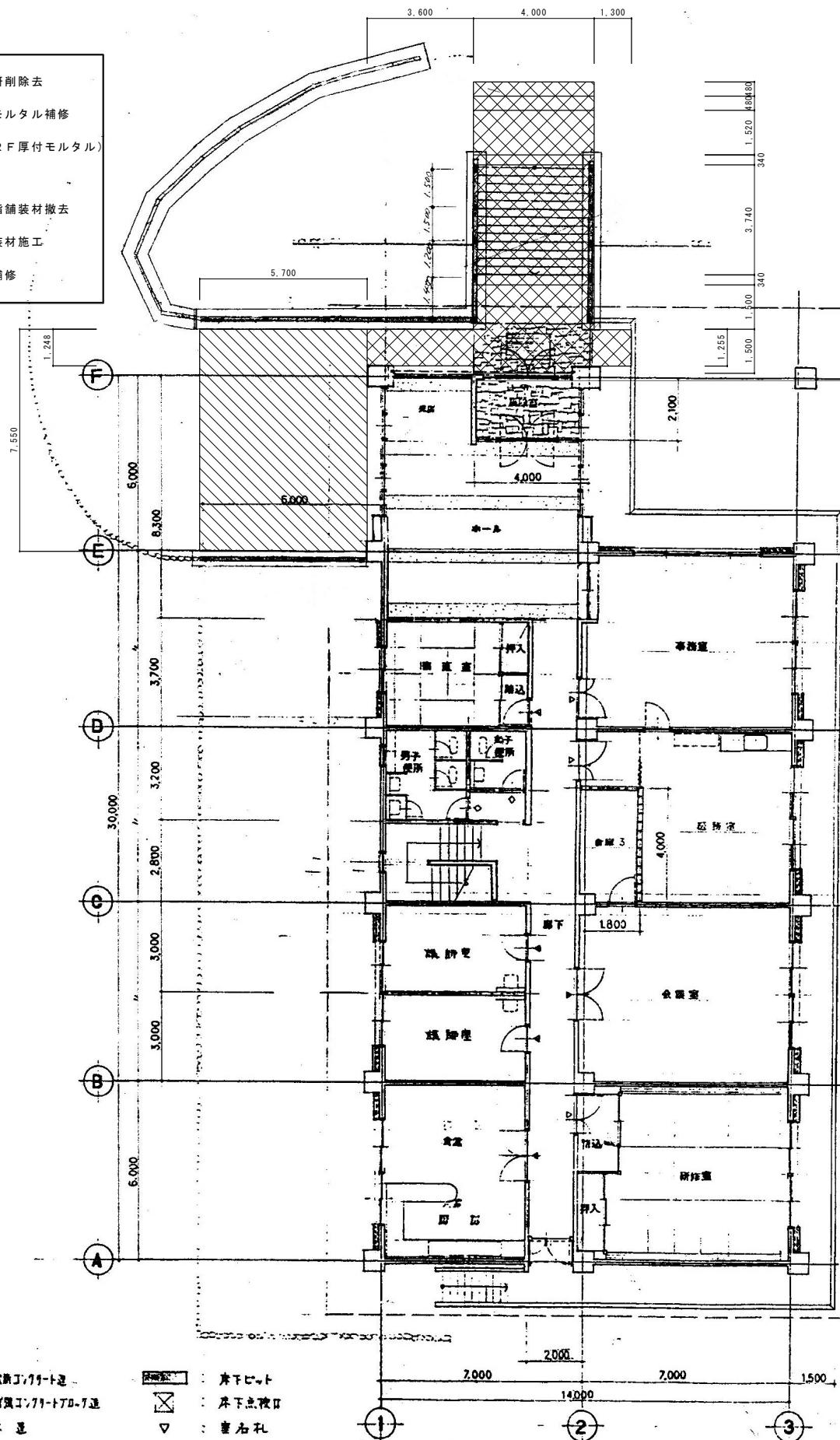
既存コンクリート舗装撤去
路盤RC40t100補修
コンクリート舗装($F_c = 16 N/mm^2$ スランプ8cm)
ワイヤメッシュ6φ@150クロス入り
伸縮目地打設後カッター入れ
@タテヨコ3m 6~10×40mm

西側床部分：既存床コンクリート劣化部分研削除去
下地処理
厚付補修用ポリマーセメントモルタル補修
(SBR系混和剤使用のこと)
(参考品番太平洋マテリアルRF厚付モルタル)

階段部分：既存ゴムチップ+ウレタン樹脂舗装材撤去
下地処理
ゴムチップ+ウレタン樹脂舗装材施工
t 10mm程度
蹴込み、袖(東面)モルタル補修



1階平面図



2階平面図